

通常規模型 通所リハビリテーション(介護予防)

基本料金		
要支援 1	2,053 単位	2,166 円
要支援 2	3,999 単位	4,219 円
加算 ※(注)参照		
サービス提供体制強化加算(I)【要支援1】/月	88 単位	93 円
サービス提供体制強化加算(I)【要支援2】/月	176 単位	186 円
利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えて利用した場合 1 月につき減算 【要支援1】/月	-20 単位	-22 円/月
利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えて利用した場合 1 月につき減算 【要支援2】/月	-40 単位	-43 円/月
若年性認知症利用者受入加算	240 単位	254 円/月
運動機能向上加算/月	225 単位	238 円
栄養アセスメント加算	50 単位	53 円/月
栄養改善加算	200 単位	211 円
科学的介護推進体制加算	40 単位	43 円/月
選択的サービス複数実施加算(I)/月	480 単位	507 円
地域加算：10.55 円(単位数合計に乗じる)		
介護職員処遇改善加算(I)：上記合計単位に 1000 分の 47 を乗じる		
特定処遇改善加算(1)：上記合計単位に 1000 分の 20 を乗じる		
新型コロナウイルス感染症に対する特例的な評価：基本報酬に 0.1% 上乗せ		
領収証明書 1 通	1,100 円	税込

※別表 利用料金表 2 (2割負担)

デイセンターイリオス

通常規模型 通所リハビリテーション(介護予防)

基本料金		
要支援 1	2,053 単位	4,332 円
要支援 2	3,999 単位	8,438 円
加算 ※(注)参照		
サービス提供体制強化加算(I)【要支援1】/月	88 単位	186 円
サービス提供体制強化加算(I)【要支援2】/月	176 単位	372 円
利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えて利用した場合 1 月につき減算 【要支援1】/月	-20 単位	-43 円/月
利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えて利用した場合 1 月につき減算 【要支援2】/月	-40 単位	-85 円/月
若年性認知症利用者受入加算	240 単位	507 円/月
運動機能向上加算/月	225 単位	475 円
栄養アセスメント加算	50 単位	106 円/月
栄養改善加算	200 単位	422 円/月
科学的介護推進体制加算	40 単位	85 円/月
選択的サービス複数実施加算(I)/月	480 単位	1,013 円
地域加算：10.55 円(単位数合計に乗じる)		
介護職員処遇改善加算(I)：上記合計単位数に 1000 分の 47 を乗じる		
特定処遇改善加算(1)：上記合計単位数に 1000 分の 20 を乗じる		
新型コロナウイルス感染症に対する特例的な評価：基本報酬に 0.1% 上乗せ		
領収証明書 1 通	1,100 円	税込

通常規模型 通所リハビリテーション(介護予防)

基本料金		
要支援 1	2,053 単位	6,498 円
要支援 2	3,999 単位	12,657 円
加算 ※(注)参照		
サービス提供体制強化加算(I)【要支援1】/月	88 単位	279 円
サービス提供体制強化加算(I)【要支援2】/月	176 単位	557 円
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて利用した場合1月につき減算【要支援1】/月	-20 単位	-64 円/月
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて利用した場合1月につき減算【要支援2】/月	-40 単位	-127 円/月
若年性認知症利用者受入加算	240 単位	760 円/月
運動機能向上加算/月	225 単位	713 円
栄養アセスメント加算	50 単位	159 円/月
栄養改善加算	200 単位	633 円/月
科学的介護推進体制加算	40 単位	127 円/月
選択的サービス複数実施加算(I)/月	480 単位	1,520 円
地域加算：10.55 円(単位数合計に乗じる)		
介護職員処遇改善加算(I)：上記合計単位数に1000分の47を乗じる		
特定処遇改善加算(1)：上記合計単位数に1000分の20を乗じる		
新型コロナウイルス感染症に対する特例的な評価：基本報酬に0.1%上乗せ		
領収証明書 1通	1,100 円	税込

\*加算は利用者によって異なります。(地域加算及び介護職員処遇改善加算を除く)

☆ 利用料金の計算方法

サービス料金総額 = {基本単位 + サービス提供強化体制加算 + その他該当する加算} × 地域加算 + 介護職員処遇改善加算

利用者負担額はサービス料金の1割となります。

・ サービス提供体制強化加算(I)

① ②のいずれかに該当。①事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が70%以上、②勤続10年以上の介護福祉士が25%以上になる場合に加算される

・ 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて利用した場合1月につき減算 ※新規

利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて指定介護予防通所リハビリテーションを行う場合は、1月につき所定単位数から減算する。

・ 若年性認知症利用者受入可算

若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズ

に応じたサービス提供を行う。65歳の誕生日の前々日まで算定。

・ **運動器機能向上加算**

理学療法士、作業療法士又は看護職員を1名以上配置し、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施されるリハビリテーションであって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められたものを行った場合には、1月につき加算されます。

・ **栄養アセスメント加算 ※新規**

事業所の従業者として、または外部との連携により管理栄養士を1名以上配置。利用者ごとに管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者または家族に対して結果を説明し、相談等に必要に応じ対応する。利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効実施のために必要な情報を活用。

・ **栄養改善加算 ※変更**

低栄養状態にある利用者またはそのおそれのある利用者に低栄養状態の改善等を目的として個別に実施される栄養食時相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものを行った場合、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として、1回につき加算される。必要に応じ居宅を訪問すること。

・ **科学的介護推進体制加算**

いずれかの要件も満たすことを求める。

- ・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
- ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

・ **選択的サービス複数実施加算 I**

- ① 生活機能の向上に資する選択的サービス(運動器機能向上加算、栄養改善加算)を届け出て、サービスを実施している。
- ② 選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。

・ **介護職員処遇改善加算 (1)**

別途合計額に**4.7%相当の介護職員処遇改善加算**が、1月につき加算されます。

(計算方法) : 「1月あたりの総単位数」 x 4.7%

※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えたもの  
また、各種加算減算に当該加算は含まれない

・ **介護職員等特定処遇改善加算 (1)**

別途合計額に**2.0%相当の介護職員等特定処遇改善加算**が、1月につき加算されます。

(計算方法) : 「1月あたりの総単位数」 x 2.0%

※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えたもの  
また、各種加算減算に当該加算は含まれない

・ **新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価**

別途基本報酬に**0.1%上乗せ**が、1月につき加算されます。

(計算方法) : 「1月あたりの基本単位数」 x 0.1%

※2021年9月末まで